

屋内ゲートボール場すぱーく弘前条例

(趣旨)

第1条 この条例は、屋内ゲートボール場すぱーく弘前（以下「すぱーく弘前」という。）の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康的な生活の確保を推進するとともに、当市におけるスポーツの振興を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、すぱーく弘前を次のように設置する。

名称	位置
屋内ゲートボール場すぱーく弘前	弘前市大字石渡一丁目19番地2

(業務)

第3条 すぱーく弘前は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ゲートボールその他実施可能な競技の場所の提供に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(使用の申込み等)

第4条 すぱーく弘前を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長に使用の申込みをし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、すぱーく弘前の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) すぱーく弘前の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあること。
- (2) すぱーく弘前の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあること。
- (3) 専ら営利を目的とする事業のために施設を使用すること。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になること。
- (5) その他すぱーく弘前の管理運営上支障があること。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、すぱーく弘前の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の目的以外に使用していること。

(2) 第4条第2項の規定による条件を履行していないこと。

(3) 前条各号のいずれかに該当していること。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反していること。

(5) その他すば一く弘前の管理運営上必要な指示に従わないこと。

2 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消され、又は使用を停止された者に対しては、市長が必要と認める期間、すば一く弘前の使用を許可しないことができる。

3 市は、第1項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わない。

(使用許可事項の変更等)

第7条 使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第8条 すば一く弘前の使用は、同一の利用者について、引き続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、その使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) すば一く弘前の施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと又はさせないこと。

(2) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙、若しくは火気の使用をしないこと又はさせないこと。

(3) あらかじめ市長の承認を受けたもののほか、すば一く弘前において物品の販売若しくは募金等の行為をしないこと又はさせないこと。

(4) 整理、原状の回復その他すば一く弘前の使用について職員の指示に従うこと。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前2項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、すば一く弘前の使用を終わったとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がその義務を代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、すば一く弘前の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長がその都度定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要なすば一く弘前の使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第11条関係)

区 分	使用料 (ゲートボールコート1コート当たり)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
ゲートボールその他のアマチュアスポーツ及び催物等であって、営利を伴わないものに使用するとき	1,000円	1,000円	1,000円
上記以外の目的に使用するとき	2,000円	2,000円	2,000円
暖房を使用する期間の使用料は、当該使用料に当該使用料の3割に相当する額を加算して得た額 (その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。			